

若者応援給付金要件



三大都市圏等から高鍋町に移住した 29 歳以下の方に **30万円** を支給します！
詳細は下記をご確認ください。

1. ▼以下の(1)～(3)を満たす必要があります。

(1)移住元に関する要件(①～②のいずれかを満たす必要がある)(必須)

- ① ☐ 転入直前に、連続して1年以上、三大都市圏等に 在住 かつ 通勤していた。
- ② ☐ ※人材確保支援策を活用して、農林漁業研修を受講した者のみ(4ページ別表参照)
受講のために転入する直前に連続して1年以上、三大都市圏等に 在住 かつ 通勤していた。

・雇用者の通勤の場合は、雇用保険の被保険者であること

※**三大都市圏等**：東京圏，名古屋圏，大阪圏，福岡県

東京圏 …東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

名古屋圏 …愛知県、岐阜県、三重県

大阪圏 …大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

(2)移住先に関する要件(必須)

- ☐ 転入時において、29歳以下であること
※転入した年度の3月末までに30歳となる者も含む(4月1日が誕生日の者は、前日の3月31日に次の年齢を迎えるものとする。)
- ☐ 申請時において、転入後1年以内である
※農林漁業研修を受講した者は、研修期間を含めない。
- ☐ 申請日から5年以上、継続して高鍋町に居住する意思がある

(3)その他の要件(必須)

- ☐ 反社会的勢力と関係を持たない
- ☐ 日本人である または 外国人であって**在留資格**を持っている
※**在留資格**とは … 永住者 / 日本人の配偶者等 / 永住者の配偶者等 / 定住者 / 特別永住者
- ☐ 過去10年以内に、申請者及び世帯員として、移住支援金及び若者応援給付金を受給していないこと。
※移住支援金及び若者応援給付金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満だった者が、5年以上経過し、18歳以上となった場合は該当。
- ☐ 県税及び町税に滞納がないこと。
- ☐ その他、県および高鍋町が若者応援給付金支給対象者として不適当と認めた者でない

2. ▼以下の(1)～(8)のいずれかの要件を1つ満たす必要があります。

(1)一般就職に関する要件(移住支援金対象事業所)

- ☐ 勤務地が宮崎県内に所在すること
- ☐ 就業先が、ふるさと宮崎人材バンクにおいて “**移住支援金対象**” と掲載された求人である
※ふるさと宮崎人材バンクサイトを介するか否かは問わない。
- ☐ 求人への応募日が、“移住支援金対象”の求人としてふるさと宮崎人材バンクに掲載された日以降である
- ☐ 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- ☐ 申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
- ☐ 新規の雇用である(出張や転勤等でない)

(2)一般就職に関する要件(人材バンク掲載事業所)

- ☐ 勤務地が宮崎県内に所在すること
- ☐ 就業先が、ふるさと宮崎人材バンクに掲載されている求人である
※ふるさと宮崎人材バンクサイトを介するか否かは問わない。
- ☐ 求人への応募日が、ふるさと宮崎人材バンクに掲載された日以降である
- ☐ 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- ☐ 申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
- ☐ 新規の雇用である(出張や転勤等でない)



(3)専門人材に関する要件

(プロフェッショナル人材事業 または 先導的人材マッチング事業への就職)

- ☐ 勤務地が宮崎県内に所在すること
- ☐ 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- ☐ 申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
- ☐ 新規の雇用である(出張や転勤等でない)
- ☐ 解散を前提とした個別プロジェクト参加等、離職することを前提とした就業でない

(4)個人経営事業所に関する要件

- ☐ 個人事業所に就業した者のうち、農林漁業 または 医療福祉事業 にかかる**人材確保支援策**を活用した者である。(4ページ別表参照)
- ☐ 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- ☐ 申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある

(5)自営での農林漁業への就業に関する要件

- ☐ 農林漁業にかかる**人材確保支援策**を活用した者である(4ページ別表参照)
- ☐ 申請日から5年以上、申請者が自営での農林漁業への就業を継続する意思がある

(6)(1)～(5)以外の就業に関する要件

- ☐ 勤務地が宮崎県内に所在すること
- ☐ 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- ☐ 申請前に高鍋町長が地域の担い手の確保に資すると認めた事業所への就業であること
- ☐ 申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
- ☐ 新規の雇用である(出張や転勤等でない)

(7)起業に関する要件

▼以下のアカイのいずれかを満たす必要がある。

ア

- ☐ 宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領で宮崎県知事が定める起業支援金の交付決定を受けた者である。

イ

- ☐ 個人事業の開業届出または会社設立を行い、その代表者である
 - ☐ 町内において、法人の登記または個人事業の開業届出を行う
 - ☐ 設立する法人の役員が反社会的勢力と関係を持たない
 - ☐ 申請時から5年以上、継続して勤務する意思がある
 - ☐ 対象事業に対して、商工会議所等の支援機関による創業で、支援を継続してうける意思がある
 - ☐ 高鍋町においてサービスの供給が十分でなく、地域コミュニティの維持に必要な事業である
 - ☐ サービスの対価で得られる収益により、自律的な事業の継続が可能である
 - ☐ 高鍋町で実施する事業である
 - ☐ 申請前に、本人確認書類および商工会議所等支援機関の支援を受けて作成した“事業計画書”を高鍋町に提出し、承認を得た事業である
- ※ ひなた暮らし移住支援金事業に係る高鍋町承認起業認定要項に基づき審査を行う。
- ☐ 公序良俗に反する事業でない

(8)事業承継に関する要件

- ☐ 承継する法人役員が、反社会的勢力と関係を持たない
- ☐ 申請日から5年以上、申請者が承継する事業を継続する意思がある
- ☐ 高鍋町内で実施する事業である
- ☐ 事業内容が、地域経済の活性化、コミュニティの維持に貢献するものである
- ☐ 県内の事業支援機関による支援を受け、事業承継が成立したこと
- ☐ 公序良俗に反する事業でない



(参考)別表

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	新規就農者育成総合対策(経営開始資金)
農林水産省	新規就農者育成総合対策(就農準備資金)
農林水産省	新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策(経営開始支援資金)
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策(就農準備支援資金)
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策(初期投資促進事業)
農林水産省	新規就農者育成総合対策(地域計画早期実現支援枠)
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策(世代交代円滑化タイプ)
水産庁	経営体育成総合支援事業(長期研修支援事業)
水産庁	経営体育成総合支援事業 (次世代人材投資(準備型)事業)
県(企業振興課)	フードビジネス支援体制強化事業
県(山村・木材振興課)	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業 (みやざき林業大学校(長期課程)研修事業)
県(山村・木材振興課)	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 (新規就業準備給付金事業)
県(山村・木材振興課)	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 (経営開始給付金事業)
県(医療政策課)	宮崎県ナースセンター事業
県(こども政策課)	宮崎県保育人材就職支援センター運営事業
県(水産政策課)	漁業DXによる担い手確保育成事業 (経営開始資金等交付事業)
宮崎県漁村活性化推進機構	漁業DXによる担い手確保育成事業 (漁業スタートアップ研修)
宮崎県農業振興公社	新規就農支援研修生助成事業